

「環境影響評価法に基づく主務省令の改正案」に関する
意見募集の結果について（発電所事業）

1．意見の提出状況
提出件数： 3 件 （意見総数： 1 3 件）

2．意見の概要及び意見に対する考え方

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	今回改正された基本的事項は予測の時期について「影響が最大になる時期」を選ぶとしている。これは従来の環境影響評価が影響が大きな時期を避けて行われていたことの総括と反省を踏まえて、抜本的な転換を求めたものと解することができる。 これを踏まえて主務省令改正では「影響が最大になる時期」であってしかも影響が最大になる条件を確実に想定することを主務省令に盛り込むべきである。	予測時期については、設定可能な場合には影響が最大になる時期を設定する必要があることが主務省令において規定されているとともに、最大となる条件については、予測に当たって様々な前提条件を明らかにする際に併せて明らかにされることとなります。
2	今回改正された基本的事項は環境基準について「当該環境基準との整合性が図られているか否かについて検討すること」としている。これは、従来は環境基準が守られないような地域でもさらにその基準を悪化させるような事業の実施が容認されてきたという問題を踏まえて、抜本的な転換を求めたものと解することができる。 素直に読めば、最低でも環境基準を守れない箇所ではその負荷を上乗せするような事業は行ってはいけないと読むことができる。主務省令では、環境基準をまもることを規定すべきである。 なお、言うまでもないが、この規定は環境基準までは汚染してもよいという風に解してはならない。環境基準が現状で守られている地域については全ての指標で現状を最低でも維持することとすべきである。	環境影響評価においては、環境基準等を目標として設定し、事業者として最大限の影響の回避・低減を検討することが主務省令上位置付けられています。が、環境基準の達成の如何により事業実施の可否を規定することは制度の趣旨に照らして難しいものと考えています。なお、環境基準までは汚染してもよいという考え方は、環境影響評価制度においてのみならず一般的に適切な考え方ではないと考えています。
3	発電所の排気では温室効果ガス排出量を評価することになっている。発電所は燃料種が異なれば排出量も大きく異なるので、燃料種を事業者の申請に固定せずに環境影響を評価し、燃料種の変更を含め最小のものを選択すべき。	個別の事業固有の具体的な諸元（例えば、燃料種）に言及して、環境影響評価の方法を主務省令に規定することは、当該省令の性格上困難であることにつき御理解願います。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
4	今回改正された基本的事項は、「建築物の構造・配置の在り方、環境保全設備、工事の方法等を含む幅広い環境保全対策を対象として」、「複数の案を時系列に沿って又は並行的に比較検討すること、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かについて検討すること等の方法により、対象事業の実施により選定項目に係る環境要素に及ぶおそれのある影響が、回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価されるものとする。」とし、このあとに「評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるように整理されるものとする」と追加している。これまで前段の規定がありながらも代替案は十分に検討されて来なかったため、「評価に係る根拠及び検討の経緯」を求めるものとして代替案の検討を強く求めたものと解することができる。 これに従い、代替案の比較検討を行い、環境負荷が最小のものを選ぶこと、を主務省令に規定すべきである。また、代替案には事業を実施しない場合、需要削減対策のみを実施する場合を含め、また「実行可能なより良い技術」が必ず含まれることを義務化し、それがきちんと探したかどうか、経緯も含め公開すべきである。また、仮に代替案がない評価の場合には、代替案がない理由（「実行可能なより良い技術」がほかにはないことの証明など）を示すべきである。	主務省令においては、事業者は実行可能な範囲内でより一層環境影響を回避・低減するための検討が必要であるとされており、当該検討の方法として複数案（代替案）の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等が用いられることとなります。また、これらの検討経緯については準備書等において明らかにされることとなります。 なお、事業を実施しない場合に関する検討については、予測に当たってのバックグラウンドの把握を通じて検討されることとなります。
5	今回改正された基本的事項は「評価に当たって照らすこととした基準又は目標の考え方が明らかにされること」「評価に係る根拠及び検討の経緯が明らかにされること」「予測の結果と、予測の前提となる条件や予測で用いた原単位及びパラメータなどとの関係を明らかにすべき」と、評価について内容や根拠、経緯について、詳細に明らかにするよう求めている。これは従来の環境影響評価がしばしば根拠を十分に示さずに結果を示すのみに留まって住民に十分な説明をすることができず、しかもその結果（環境負荷）がしばしば予測を超えているという問題を踏まえて、抜本的な転換を求めたものと解することができる。 これに従い、評価基準と目的を明らかにし、評価根拠と検討の経緯を全て公開して意見を求め、さらに追加質問があれば根拠は全て公開することとすべきである。	事業者が照らすこととする基準や目標については、照らすこととした考え方が明らかにされる必要がある旨を主務省令において新たに規定することとしました。内容については準備書等で明らかにされるとともに公告・縦覧を通じて意見が求められることとなります。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
6	代替案は環境保全措置指針についても重要である。 今回改正された基本的事項は環境保全措置の検討に当たって、「環境保全措置についての複数案の比較検討、実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等を通じて、講じようとする環境保全措置の妥当性を検証し、これらの検討の経過を明らかにできるように整理すること」との従前規定の後に、「当該検討が段階的に行われている場合には、これらの検討を行った段階ごとに環境保全措置の具体的な内容を明らかにできるように整理すること」と追加している。これまでも前段の規定がありながらも代替案は十分に検討されてこなかったため、代替案の確実な検討とより詳細な検討を強く求めたものと解することができる。 これに従い、代替案の比較検討を行い、環境負荷が最小のものを選ぶこと、を主務省令に規定すべきである。また、代替案には事業を実施しない場合、需要削減対策のみを実施する場合を含め、また「実行可能なより良い技術」が必ず含まれることを義務化し、それがきちんと探したかどうか、経緯を含め公開すべきである。また、仮に代替案がない評価の場合には、代替案がない理由（「実行可能なより良い技術」がほかにはないことの証明など）を示すべきである。	主務省令においては、事業者は実行可能な範囲内でより一層環境影響を回避・低減するための検討が必要であるとされており、当該検討の方法として複数案（代替案）の比較検討や実行可能なより良い技術が取り入れられているか否かの検討等が用いられることとなります。また、これらの検討経緯については準備書等において明らかにされることとなります。 なお、事業を実施しない場合に関する検討については、予測に当たってのバックグラウンドの把握を通じて検討されることとなります。
7	事後調査については、従前の主務省令では「環境影響の程度が著しいものになるおそれがあるとき」となっている。この規定では、事前の環境影響評価の前提や見通しが妥当であったか、環境保全措置が事前評価通りに機能しているかを、事後調査で点検し、不十分なら改善するPDCA（plan→do→check→action）のしくみにならず、事前の影響評価、環境保全措置が絵に描いた餅になって実際には公害に悩まされるが何の対策もなされないということになりかねない。 基本的事項の改正で、事後評価の要請が強化された。また、従前より「事後調査の結果により環境影響が著しいことが明らかとなった場合の対応の方針、事後調査の結果を公表する旨等を明らかにできるようにすること」と規定されている。 これに従い、事前の環境影響評価における環境負荷を上回る可能性がある場合は必ず事後調査を実施し、さらに事後調査で事前評価を上回る環境負荷が認められた場合は必ず追加対策を実施して事前評価における負荷レベルを下回るようにするよう主務省令で定めるべきである。	環境影響評価制度の趣旨・位置付け上、事後調査を主務省令において義務づけることは困難ですが、予測の不確実性等を踏まえ、事業者自らが事後調査の必要性を検討し、事後調査を実施することとする場合はその結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることを予め明らかにする旨が主務省令に規定されています。
8	（意見・要望の該当箇所） 環境影響評価の基本的事項の改正の概要 1. 「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」について （4）地域特性に関する情報の把握に当たって、現在の情報のみならず、過去の状況の推移及び将来の状況も把握されること。 （意見の概要） 把握目的を明確にすべく表現を適切に修正すべきと考える。 （意見及び理由） 状況把握の必要性は理解できるものの、将来の状況については国及び地方公共団体が講じる環境の保全に関する施策に左右される可能性があり、予測及び評価には不確実性を伴うと考えるため。	地域特性については、環境影響を的確に把握する上で重要な情報であり、地域特性の変化によっては環境影響も大きく変化する可能性を有することから、改正することとしたものです。 なお、将来の状況については、様々な不確実性が伴うものですが、事業者がよりの確かな環境影響を行う上で必要な範囲でかつ収集可能な情報に基づき把握されることになると考えています。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
9	(意見・要望の該当箇所) 環境影響評価の基本的事項の改正の概要 1. 「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」について (7) 主務大臣が定める「標準項目」、「標準手法」については、それぞれ「参考項目」、「参考手法」とすること。 (意見の概要) 表現修正ではなく、項目選定する際の留意点等を明文すべきと考える。 (意見及び理由) 「標準」から「参考」になることで、住民側の受け止めレベルが一段下がることが予想されることから、住民側に不信感を与えるような抽象的な表現に変更することは適切でないと考えたため。 留意点の例としては、「標準項目のみに頼ることなく、事業特性及び地域特性等を勘案し、住民の納得感が得られる適切な選定を行うこと」など。	「参考項目」への改正については、個別の事業の事業特性や地域特性を十分に踏まえた上で、項目等の選定が行われることを促すことを目的としたもので、このため、単に用語を「標準項目」から「参考項目」に改正したことにとどまらず、参考項目を選定しない理由を明らかにする必要があるようにしたことや、参考項目の設定の基になった一般的な事業の内容を別表において明確化し、これと個別の事業内容の相違の把握の必要性を主務省令において明確化しました。
10	(意見・要望の該当箇所) 環境影響評価の基本的事項の改正の概要 1. 「環境影響評価項目等選定指針に関する基本的事項」について (14) 対象事業に係る工事が完了する前の土地等について供用されることが予定されている場合には、必要に応じ予測が行われること。 (意見の概要) 対象事業につき、適切な表現への修正をお願いしたい。 (意見及び理由) 「供用」を対象とする事業(複数設備を段階的に建設するアセス事業を対象にしているのか、アセス事業に含まれていない他の事業を対象にしているのか)が不明確であるため。	対象となる概念としては、事業が複数の段階毎に供用されることが予定される事業を指し、御指摘のような複数設備が段階的に供用されることが予定されている場合には、それぞれの供用段階においても予測時期の設定の必要性を検討することが必要であることを示しているものです。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
11	環境影響評価法に基づく主務省令（発電所事業）の改正案に対して意見を申し述べます。 評価項目で、温排水が、人と自然とのふれあいの活動の場として評価されないことは、御前崎の海が磯やけがひどく、漁業被害はもちろん、人々が磯に親しむことができなくなってしまうようなことが予測・評価の対象にならないということだと思いますので、評価の対象にするよう求めます。 本年10月5日、旧浜岡町の新野公民館で行われた、「市民参加懇談会 in 御前崎」知りたい情報は届いていますか～これまでとこれから～において、御前崎漁港の組合長さんが、当日、磯やけのことに触れ、大変心配していらっしゃったと、参加者の方からうかがいました。組合長さんは、『御前崎漁業協同組合には、当初より、漁業者に対する建設の話はなく、説明もなかった。かつては、海底生物の宝庫で、磯場には命があふれ、アワビ・サザエ・イセエビをはじめ、藻場では稚魚が生まれ育ち、多種多様の魚介類に恵まれていた。しかし、原発ができて、温排水が、とてつもない量で捨てられるようになった。8度も高い温排水が、一基当たり毎秒80トンも。5基なので毎秒計400トンにもなる。当初、昭和51年からは温水利用センターで、稚魚、稚貝を育てていた。それでも、昭和年間の影響は少なかったが、平成に入って磯枯れがひどくなった。しかし、調査されていないため、詳細がわからず、国や中電からの磯やけ情報もない。が、昭和40年代の海とは比べ物にならない状態。死に絶えて小魚もいない。今、磯やけは沖を東に向かって広がっている。』とお話をされたそうです。また、地元を知る参加者の方も、『確かに、地元では、魚が取れなくなって久しいと聴きます。趣味の釣り人たちも、かつて糸を垂れば釣れた魚は、浜辺で待ち続けてもなかなか釣れなくなったとこぼします。あんまり釣れないので、今では福田漁港まではるばる出かけて、遊んでいるそうです。漁業生活者ともなれば、たまったものではないでしょう。』とおっしゃっています。 このような深刻な環境影響を未然に防ぐべく環境影響評価を実施するものでありますから、温排水が人と自然とのふれあいの活動の場を損なわないかどうかを予測・評価すべきと考えます。	火力発電所（地熱を除く）及び原子力発電所については、主務省令において、温排水による環境影響として水温、流向及び流速、海域に生息する動物、海域に生育する植物を参考項目として規定しており、個別の事業の内容が一般的な事業の内容と同様であれば当然のことながら、水温等の変化に関する環境影響評価が行われることとなり、その中で魚介類や海底生物についての影響評価も行われることとなります。
12	また、発電所のトラブル、もしくは災害等による事故が起こったときの影響も評価すべきです。原子力発電所の最大の問題は、放射能汚染であり、これを環境影響評価において慎重に予測・評価しなければ評価手続きの意義は失われます。このことについては、確実に項目に含めてくださいますよう求めます。	「環境影響評価制度においては、専ら事業により通常想定されている運転状況の下での影響に限られております。また、放射能汚染の問題については環境影響評価法上除外されており、放射性物質に関する影響評価等につきましては「原子炉等規制法」に基づく安全審査の中で行われることとなります。

No.	意見の概要	意見に対する考え方
13	なお、今回のパブリックコメント募集の要綱は、偶然、WEB上で拝見しましたが、一般向けにはほとんど周知されていないのではないのでしょうか。また、知ったとしても、あまりに募集期間が短く、対応しづらい上、改正案の解説が一般市民には非常に不親切なもので、関心があってもすぐには理解することが困難で、意見の提出を阻害しています。住民説明会を含め、よりわかりやすい解説、特に原発立地市町村では、市町村広報紙への掲載、意見募集期間を最低2ヶ月程度確保することを求めます。	今般の主務省令の改正については、昨年3月に告示を行った「基本的事項」の改正に基づくもの（趣旨としては同様）であり、その際にも意見募集を既に行っていること等を踏まえ、今般の改正に当たっての意見募集の期間を設定したものであることにつき御理解願います。